## 空き家・空き地バンクの利用手順

〇空き家・空き地を貸し(売り) たい方

<u> </u>	<u> </u>	(76.07) (50.07)
1	物件登録の申込み	売却・賃貸物件の情報提供を希望する方は、次の書類に必要事項を記入し、環境課へ提出してください。(郵送可) ◆物件登録の申込みに必要な書類 羽生市空き家及び空き地バンク登録申込書(様式第1号) 羽生市空き家及び空き地バンク登録カード(様式第2号) ※契約交渉は公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会北埼支部羽生地区の会員が行います。
2	現地調査	宅建協会の会員が現地調査に伺います。
3	登録	物件の状況によっては、登録できない場合もあります。
4	物件情報の公開	登録完了後、市及び宅建協会のホームページで物件情報を 提供します。 ◆公開する物件情報 ・登録番号 ・売却または賃貸の別 ・売却または賃貸の希望価格 ・物件所在地(丁目、字まで) ・物件の概要(建築年や構造など) ・設備状況 ・主要施設等への距離 ・位置図及び間取り図 ・外観や内観の写真
5	物件交渉	登録物件の利用希望の申込みがあった場合、宅建協会から物件登録者に連絡をします。その後、宅建協会会員の仲介により、契約交渉をすることになります。 ※宅建協会会員の仲介には、宅地建物取引業法の規定に基づく仲介手数料が発生します。 ※市は物件交渉には一切関与しません。交渉及び契約に関するトラブルについては、当事者間で解決していただきます。

空き家・空き地バンクのしくみ

